

平成23年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成23年6月27日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

日程第 4 常任委員会陳情付託

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄
企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
商 工 観 光 課 長 兼 国 民 宿 舎 支 配 人	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小 長 谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監 査 委 員 長 事 務 局 長	馬 淵 一 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第15号までの15議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 議案第8号について質疑を行います。

今回、専決処分として出されました8号でございますが、自治法第179条第1項、長の専決処分に基つき議会に提出されたものだと思います。この長の専決処分については、議会において議決すべき事件、または決定すべき事件に関して、必要な議決、または決定が得られない場合において補充的手段として地方公共団体の長に専決処分の権限が認められるということであると思います。その際、執行する際には、4点ほどの理由があると思いますが、今回の専決についての理由は何であるのかお願いしたいと思います。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長(小長谷 博) 専決処分の、間に合わなかったという理由ですけれども、3月11日の大震災がありまして、水道管も大被害が起きて断水というような所が数々発生しました。そういう中で、東総水道企業団や八匠水道企業団、それと市役所でも水道業務の経験のある方などの応援をいただきながら、災害の復旧工事を全力でやってまいりました。

そういう状況の中で、22年度、災害の補正について、どうしても23日の臨時議会には間に合わなかったものですから、本当に申し訳なかったんですけれども、予算業務の完了した24日に急遽専決処分したものでございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 今、詳細については、課長のほうからお話がありましたけれども、専決の大きな理由としましては、水道事業、ライフラインというようなことの復旧の中で、取りあえず震災から1週間ぐらいですべての水道管を復旧してくれというようなことの中で、その事業に当たっていただきました。

そういった中で、予算、そういった部分もきちっと裏づけがない場合にはできないわけがありますので、そういった積算とか設計とかいろいろな部分もありまして、議会に提出するような書類、そういった部分もなかなか期間が短いところ、23日までにちょっと難しかったということで専決をさせていただき、急を要するというようなことの中で専決をさせていただきました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その辺は分かるんですね。自治法に基づいてなぜそういうことが出たのかなということですね。4つあると思うんですよ、条件が。自治法に基づいて、179条の1項。それについて、じゃ、申し上げますか。

地方公共団体の議会が成立しないとき。議長、または議員が親族の従事する業務に直接の利害関係があるため、自治法113条のただし書き、除斥等において会議を開くことができないとき。普通地方公共団体の長において、議会で議決すべき事件において、特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかにあると認めるとき。議会において議決すべき事件を議決しないときと。多分今言っているのは、この3番だと思うんですね。3番であるということは、旭市議会では招集できないということはないと思うんですね。

3月議会、17日に閉会しています。それで23日に開けるんですよ、6日後に。これで23日に、本来なら23日に出すべきじゃないと、これを見ても、多分、災害救助費で支出を伴わないものでしょう、直接。起債の制限を設けるだけでしょう、これ。

こういうことをただ専決でって、あれですよ、借金の乱発をやっているのと同じですよ、市長。本来23日に出すべきでしょう、これ。23日に出せなきゃ、24日に遅らせたって問題なかったじゃないですか、あれは。そうじゃないですか。その辺をお答えお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 大変大きな震災でありまして、何か所もやっていたというようなことの中で、水道課のほうも精いっぱい人手、手間がとられたというようなことの中で、本当に急というようなことの中で議会を招集する、その手続きとかいろいろな部分もできなかったということの中で専決をさせていただいた、そんなように……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） そういう状況の中で、震災も後から後からいろいろなことが来るわけにありますので、復旧工事とかいろいろなものがあるわけで、そういった時間的な余裕がなかったもので専決をさせていただきました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間的余裕でなくして、23日を24日に延ばしても問題ない議案だったんじゃないですか、臨時議会に提出されたもの。その辺はどうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） そのときには、23日に出すような見通しが立っていなかったというようにことで聞いておりますので、24日に専決をさせていただいたということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第9号について行います。

まず、前回、8号同様、専決の理由ですね、それが一つ目。

2番目として、今回、同じ災害廃棄物の処理をするための予算化だと思います。23年度は4款衛生費、塵芥処理費となり、22年度、臨時議会で開かれたものについては、3款の民生費の災害救助費であったと思います。その辺の違った理由。

3点目として、災害廃棄物処理委託料は、22年度、23年度合わせて概算35億円あるものと理解していいのか、その点。

4点目、22年度繰越明許した災害救助費のうち、災害廃棄物処理15億5,310万5,000円のうち、5月6日までに幾ら支出されてあるか。

5 番目として、災害救助費の県支出金20億6,200万円は入金済みであるのか。

6 点目、県支出金は委託金での歳入になりますので、市と業者による契約が締結されているのか、その辺について報告を願いたい。

以上6点です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 1点目の件ですけれども、先ほども申し上げましたように、大震災というようなことで、市内でも本当に職員一丸となって、それに対応していたわけでありまして、それと同時に、国と県、この大震災に対する基準が一定ということより、定まっていないというようなことで、次から次へと政策が打ち出されてくるというような中で、そういったものの精査をしながら、自治体の中では本当に復旧をいち早くやっていかなければならないと。そんなような中で、震災の復興という名目でありますので、専決をさせていただいた、そのように思って専決をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今、市長のお答えした以外の部分、財政課のほうからお答えしたいと思います。

まず、災害廃棄物の処理の関係、22年度が3款で、23年度、専決処分したのは4款ということでございます。

まず、22年度については、災害救助法に基づくものを22年度の補正予算でお出しした。これについては、災害救助法の中で障害物の除去ということがありました。道路等に瓦れきが非常に散らかっていた状況、これはもうご存じのとおりでございます。まずこれを片づけないといけないと。そこの部分で予算を組んだところがあります。これが22年度で組んだ分、15億円という質問があったんですけれども、具体的にはその中で、道路障害物等の除去等に絡むもので5億5,000万円、それから廃棄物の収集、処分ということで10億310万5,000円を組んでございました。

具体的に合わせて35億円あるのかということではございますが、災害廃棄物というものであれば、35億円ではございませんで、まず災害救助法に絡むものが5億5,000万円あると。実際に30億円の予算が組んでありますけれども、これは5月20日の全員協議会のところでも申し上げたんですけれども、10億円については、当初うちのほうも非常に忙しい中、ごたごたした中で組んだ。それであって、すべて災害救助法の中で得られるものということで3款

で組んでいたと。それが少し時間がたちまして、4月以降、災害廃棄物の助成に当たるとい
うことがありました。その場合には国庫補助金に振り替わるという説明も5月20日にちょっ
としたと思います。その中で、今回は振り替わりますよということで、10億円が20億円に
増額、大ざっぱな数字ですけども、10億円が20億円に増額して、その部分で国庫補助対
象にいたしまして、残りの半分を起債にするという形ですので、その10億円については処分
でございましたので、その段階ではまだ支出はしていないということです。

支出をしていないというか、22年度分については、そこからはまだ出していないと。その
分、片づけの処理費、運搬、どんどん運んでいたと思うんですけども、そういうものにつ
いてはもう既に出していたと。

それから、5月6日までに幾らということであつたんですけども……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はい。5月6日までに、これ環境のほうで細かく分かるかと思うん
ですけれども……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） ただ、うちのほうで手元の資料として持っているのは、4月11日付
で災害廃棄物の分別、それから積込業務等で単価契約をしていると。4月22日で災害廃棄物
の分別、積込業務で再度契約していると。あと5月16日以降にも、そういうものがございま
す。

それと、20億6,200万円の入金があつたのかということでございますけれども、これは災
害救助法に伴う県の補助金ということで一律に組んだものでございますけれども、現実には、
その災害廃棄物の関係も当初分からなかったのを見ていました。それは現実には入らないも
のと思っております。

ただ、県の補助金については、今の段階でまだ災害救助法に絡むものは一銭も入っていま
せん。そのほかのものも含めて入っていないということです。

それから、委託契約については、今幾つか契約しているということでお答えしたとおりで
ございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 繰越明許費ありますよね、昨年度の29億幾ら、その辺の28億幾らは、
繰越明許費の報告書で出ておりますけれども、1億幾らは使つてあるんですよね。

先ほど廃棄物の災害のやつ、5億5,000万円ですか、それを使うと、片づけるのに使ったということですけども、10億円あるんですよ。10億円、災害廃棄物処理委託料。

それで、当然入金は、委託費として入金されているわけだから、当然市が県から委託を受けていると思うんですね。それと併せまして、20億円、たしか県支出金で、補助金ですよ、来ているわけでございますので、当然県の交付決定通知書はあると思うんですが、後で決定通知書を出していただければと思うんですけども、当然なければ、県は支出できないと思うんですよ。20億円のお金がほんと、幾らどういう形であろうと、多分県議会そのものも機能していないわけですから、その時点で。もう知事専決をするか何かしなければならないわけですよ。担当部で多分これだけのお金は出ないと思いますよ。

それで、繰越明許費で使ったものは、繰越明許費というのは、実はちょっとあれしてみましたが、地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則により、毎年度の歳出は、その年度の歳入をもって充て、これを翌年度に繰り越して使用することができない。これが地方自治法208条だそうですけれども、しかし、予定している事業が特別の事情により年度内に完了できない場合がある。その際に会計年度独立の原則の例外として、地方自治法第213条で認められている制度であると、これが繰越明許費のものだそうです。

ただ、繰り越す場合においては、財源が拘束されるということだそうです。繰り越しされる財源が税収入、国庫補助金、あるいは県支出金、補助金もそうですけれども、地方債など、その年度内に収入が確実なものでなければならないことになっている。当然そういうことからした場合ですけども、県の支出金は、県の交付決定通知書がなければ支出できないものだと思うんですよ。その辺あるんですか、それ。これ1回になっちゃうから、それあるかないか、あれば手を挙げてください。ない、ないでしょう、交付決定通知書は。ないですよ。ないのに、ああいう補正予算を組むそのものはおかしいと思うんですよ。

それは臨時で終わったことですからいいですけども、繰越明許したお金が5億円使いました、10億円あるんですよ。その10億円が果たしてすべて支出されてしまって、どうしようもなく、これ5月6日に専決やったんですか、これ。そうじゃないでしょう。それを残してあるんでしょう。使えないほど金を盛り込んだんじゃないですか、あなた方は。

私に言わせれば、22年度の補正予算は瑕疵ある議案として提出したんじゃないですか。そうじゃないですか、副市長、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦）　ちょっと事務の手続きの関係で細かい話になりますので、私のほうでちょっとお答えさせていただきます。

まず、県の交付決定があったのかないのか。交付決定は基本的にはありません。まだその時点で、今の段階でもまだ細かいところは決まっています。

ただ、災害救助法というのは、本来、県が措置すべきものなんですね。それを市町村に委託してやらせるわけです。そのために県が負担をするんです、その費用を。そういうことであって、一時的に市町村が支弁をしたものに対して県がお金を出しますよという、そういう制度ですので、それでこれだけかかるだろうという見込み、それを最大限見て、当時は組んでいたということです。

ですから、それが来る見込みがないという形で言われてしまいますと、その時点では県のほうもはっきりしていませんから、そうかもしれませんけれども、その部分というのは、やはり県、それでもう一つつけ加えさせていただきたいのは、県のほうが災害救助法に基づく負担金の支出の要綱を作成したのは3月31日付です。しかも、この通知が来たのは4月になってからです。ですから、その通知を待って、じゃ、補正予算をするのかということは、それはあり得ないと思っております。その前の段階で、災害救助法に基づいて措置をしなければいけないものでございましたから、それは少なくとも市町村の中でやらなければいけないと。ただ、それで、市町村がすべて予算を見るのかということではなくて、最大限必要なものをそこに組み込んで見たと。ですから、ご存じのように、そこの中には応急仮設住宅の設置も入っていました。それは8億円ちょっとあります。それについては、もう応急仮設住宅については県がやりますからということで、それは支出しないことになります。

ただ、繰り越しについては、3月31日の時点でしなければいけませんので、3月31日の時点で、今持っているもの、それは上限として繰り越したものです。ですから、その中で県が幾ら負担してくれるという明確なものがその時点で来ていれば、当然その数字が決定していたと思うんですけれども、それは決定していませんでしたので、そういう形にならざるを得なかったということです。

それと災害廃棄物の関係、10億円残っているところから出せばいいじゃないかということがありました。ただ、災害廃棄物については、今回、国のほうの1次補正も相当遅れました。新聞などでは、災害廃棄物に対しては、国庫補助金と、それから起債を借りて、市町村の負担をゼロにしたいというような意向もありました。けれども、具体的なその話がなかなかありませんでした。

そういう中で、少なくとも起債については、22年度に借りたものを23年度に繰り越してというのは、その段階で予算措置していなければできませんので、さらに22年度の繰り越した予算について、これを補正をかけることはできません。ですので、そういう中で改めて予算を組んだということです、20億円。10億円上乗せして組んであるんですけれども、その部分で国庫補助金を半分見て、さらに災害対策債という100%借りられて、100%交付税措置をしますよというものを今回見てあるということです。

それは現状で、国・県の状況を見ていただいたら分かると思うんですけれども、どこもみんな混乱しています。その中で最大限可能なものは、取りあえず盛り込んで、災害復旧に当たっていく必要があるだろうということで今回組んでいるということでございます。それから早急な対応が必要でありますから、どうしてもすべてが理解されない中で進んでしまったところはあるかと思うんですけれども、そういうところについては、事務手続き上どうしてもいかにざるを得なかったというところがあるということをご理解いただければと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これ最後になっちゃうんですね。だから、やはり支出、県の交付決定通知書を、通常ならあるんでしょう、本当は、当然ね。こんな緊急だ、緊急だと皆さん言いますけれども、緊急で、先ほども言いましたけれども、6日かそこらで臨時会開いて、20億円も盛り込んで、29億円も繰越明許するわけですよ。そういった形ができるもの、そのものを我々はそういうものを当然あるものとして審査しているわけですよ。

しかし、今になって10億円入りません。20億円、県支出金ありません。20億円のうち多分全額県支出金じゃないですよ、国が半分でしょう、今度は来たのが。多分同様のことになることじゃないですか、本来ならば。国から迂回して県を回ってと。そういうことの想定だったんじゃないですか、これは。

それと、繰越明許費をしておいて、こういったことがあり得る、当然、県決定交付通知書がないものを予算として盛り込んできた。我々はそれを審査した。そして、可決してあるんですよ。本当、入金もないものを可決するなんていうことはあり得ないでしょう、はっきり言って。

もうこれ質問の回数限られますから、その辺、県の地方課へ聞きまして、文書で後で答えてください。こういう繰越明許費、こういうものがあって、決定通知書が補正予算、22年度の補正やりましたけれども、今回、専決に向けましてのことも含めて、我々に説明できるよ

うに、口頭では分かりませんので、もう回数、私も限られていますので、県地方課へ問い合わせ、文書をもって答えるようお願いします。副市長、どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それぞれの地方自治体、それぞれ独立で営んでおります。その中で予算措置をする。

日下議員言われるように、確かに通常の場合であれば、国庫補助の協議が済んで、県の補助の協議が済んで、そういう中できちんと財源として明確になったものが繰り越されるということだと思います。

その中で、先ほど一番最初にお答えしたように、県のほうは国との協議も必要になっていた。災害救助法に絡むものについては、県はまだうちのほうにこれだけのお金が確定しましたということで数字は来ていないんです。もう3か月も過ぎているんですね。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そのままお答えしますが、確かに市町村課はアドバイスをいただけます。あくまでも助言ですので、それはいただくことは、全くうちのほうは差し支えない話なので、それは問い合わせをしたいと思っております。

ただ、今の状況の中で、それを予算措置しなくてよかったのかということは、私は言えないと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び
議案第7号直接審議（先議）

○議長（林 一哉） おはかりいたします。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第3号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

議案第4号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第13号の6議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第9号中の所管事項、議案第14号、議案第15号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第8号、議案第9号中の所管事項、議案第10号の4議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、請願第1号、請願第2号の2件を付託いたします。

付託いたしました請願は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（林 一哉） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、陳情第1号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月29日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時35分